

第8節 薬物乱用防止対策

現状と課題

「福井県薬物乱用対策推進本部」（本部長：知事）を中心として、関係機関相互の連携のもと、総合的かつ効果的な薬物乱用防止対策を推進しています。

平成10年5月に推進本部内に設置した、教育、警察等関係機関からなる「青少年部会」の有効活用を図り、青少年に対する薬物乱用防止対策の強化を図っています。

平成12年7月に福井県薬物乱用防止指導員協議会を県に設置するとともに、地区協議会を県健康福祉センター内に設置し、より地域に密着した普及啓発活動を展開しています。

これらの予防啓発活動もあり県内覚せい剤事犯数は、ここ数年減少傾向にあり、シンナーについても、大幅に減少しています。

全国的には、覚せい剤事犯が急増しており、乱用者が、中高生に広がるなど、低年齢層での乱用が問題となっているため、本県においても、青少年等の乱用防止対策の強化を初め、県民に対し、薬物に対する正しい知識、薬物乱用の恐ろしさの一層の普及啓発に努める必要があります。

また、取締機関や教育機関等関係機関相互の緊密な連携を図り、効率的、効果的な対策を講じていく必要があります。

施 策

- 1 薬物乱用防止対策推進本部を中心に、関係機関と連携を保ち啓発活動の強化を図ります。特に青少年に対して、小中学校および高等学校へ啓発用映画・ビデオの貸出しや啓発用教材の配布を行うとともに、薬物乱用防止キャラバンカーを派遣し教育機関での予防啓発を行います。
- 2 薬物乱用防止指導員協議会の活動を支援し、薬物乱用防止指導員が所属する職域および地域での啓発活動を積極的に推進します。
- 3 麻薬等やシンナー、トルエン等の販売、保管、管理の適正化を図るため、製造者、販売者に対する立入指導および啓発を行います。また、麻薬や向精神薬取扱施設に対し、立入検査、講習会を実施し、盗難、不正流出等の防止および保管、管理の徹底を図ります。

【用語の解説】

●薬物乱用

医薬品を医療目的から逸脱して使用すること、あるいは医療目的にない薬物を不正に使用することを言います。

●福井県薬物乱用防止指導員

薬物乱用防止の啓発活動を行うことにより、これらの薬物を拒絶する健康で明るく活力ある社会環境づくりを推進するため、昭和63年9月から委嘱し、保護司、民生児童委員、学校薬剤師、防犯隊、職域防犯連絡協議会、少年警察協働員、ライオンズクラブ員の中から、現在400名の指導員を委嘱しています。

〈薬物事犯の検挙件数および人員状況〉

		S60年	H2年	7年	9年	10年	11年	12年	13年
覚せい剤	件数	134	88	62	92	94	89	76	52
	人員	77	48	44	70	76	74	74	38
	内少年	6	1	1	1	3	5	3	3
大麻	件数	5	4	5	2	12	1	3	1
	人員	4	3	5	2	6	1	3	1
シンナー	人員	202	260	74	23	47	26	21	24
	内少年	157	232	42	11	33	13	11	9

県警察本部調べ